

# 日本靈異記における転生譚の構造

佐 原 作 美

## 一 はじめに

事件の顛末を述べることに主眼を置く説話の特徴の一つ

に、内容の類似するいわゆる類話の存在があげられる。た

とえば作者の個性や創造性が重視される創作物の世界では、後出の類似作は時には模倣作として軽視され、高い評価を得ることはまずないだろう。それに較べて説話の場合、その内容が近似するそれらは類話として位置づけられ、享受

の対象とされてもその存在意義まで否定されることはない

だろう。むしろ類話が多ければ多い程相互に補完し連係して合つて、かえつてその広がりと奥行きをもたらすものとしてその存在感を増大させているとも言えよう。

こうした類話は、一つの作品に集中して見られる場合と種々の他の作品に散在して見られる場合とがある。特に前

者のような場合にはそれらが繰り返し現われることとなり、享受者をして強い印象を与えることにもなる。かかる類話は一般に「型」や「譚」や「説話」の用語をもつて一括りにされて呼ばれる場合が多い。

そこで本稿では、『日本靈異記<sup>〔1〕</sup>』の中に見られる「転生」を主題とする一連の説話群を対象に、それらがどのような構造をもつて収載されているかを見ていきたい。

## 二 対象について

転生とは、人間が生前中に自分の意志によつて行なつた行業の結果、死後六道世界に生まれ変ることであるとされる<sup>〔2〕</sup>。そのようにして生まれ変つた者、つまり転生者を主人公とする説話が『日本靈異記』の中に多数見出される。さらにそれらを具に見て行くと、前世での怨恨を晴らす目的

で相手の子供に生れ変つたもの（中30）や、犬に生れ変つたもの（下2）、あるいは、經典の一宇が記憶できないのは前世に原因があると知られ、その確認に勤しむもの（上18）、あるいは地獄からもとの姿のままに蘇生<sup>(3)</sup>したといふもの等々、その様相は様々である。そこで本稿では、そのような前世での目的を果すためとか、地獄からの蘇生ではなく、生前の業因の報として死後に動物や人間に生まれ変わったものという、狹義の意に解して一応それらとは区分して進めたい。そしてかかる転生者を中心構成されているものを「転生譚」として把え、その対象としていきたい。

そこで対象となるものを作中より私見をもつて抽出する

と、上巻の第10 20の一話、中巻の第9 15 32 38の四話、およ

び下巻の24 26 39の三話、計九話をあげることができる。

次に、各話の内容を煩をいとわず要約して示すと以下の如くである。

上10は、大和國の椋の家長が、歳末に『方広經』による滅罪の供養を嘗むべく僧を請じたところ僧が盜心を起す。それを知ったその家の飼い牛が、人語をもつて盜心を戒め、「吾は此の家長の父」であり、生前、子に無断で稻十束を他人に与えたためにその罪報として牛に生れたと告げる。驚いた僧は翌朝家長に伝え、共に真偽を確認し、改めて父のために供養したところ牛は急死したというもの。

上20は、延興寺の沙門恵勝は生前、寺の薪一束を無断で他人に与え、死後子牛に生れ寺の労役をして罪を償う折、出会った僧が「涅槃經は能く読むと雖も車を引くこと能はず」とつぶやいたのを聞いて急死。飼い主が怒つて僧を責めたが、実はその僧は觀音の化身であることが後に分ったというもの。

中9は、武藏国多磨郡の大領大伴赤麻呂が、死後体に碑文を記した牛として現われる。それを読むと、自ら建てた寺の物品を借用し返済せぬ内に死んだために牛に生れ変り、労役して償つているとあつた。罪報を恐れた縁者が修善し、記録にとどめ後世への戒めとしたというもの。

中15は、伊賀国の富人高橋連東人は、亡母のために『法華經』を写し供養すべく僧を招いた夜、僧の夢に赤い牝牛が現われ、人語で「私は、此の家長の公の母」である。生前、子の物品を盗用した罪で牛に生れ償つていると告白。翌朝、家長と共に真偽を確認し、母の罪を免し法要を嘗めたところ牛は急死したというもの。

中32は、紀伊国の大和の薬王寺に労役する牛が、檀越岡田村主石人の夢に現われ、自分は物部麿で、生前、寺の薬分の酒二斗を借りたまゝ死に、そのために今牛に生れ変つて罪を償つていると告白。それを事実と確認した後寺僧や壇越が哀れんで誦經したところ、牛は八年の労役を果した後姿を消したというもの。

中38は、諾栗京馬庭の山寺の僧が臨終に際し、弟子に死後三年間は室の戸を開けるなど遺言。死後七々日に室の戸口に毒蛇がいるのを見た弟子が戸を開けてみると、中に銭三十貫が隠匿してあつた。事情を察した弟子が師のためにその銭で誦経追善の法要を行なつたというもの。

下24は、近江国の御上の嶺の神社で修行中の僧恵勝が、「我が為に經を読め」と告げられる夢を見る。翌日、白猿

が現われ、「我是東天竺國の大王」であるが生前、「修行の僧の従者數千所有り」、それでは「農業を怠る」からと修

業僧の数を減らしたため、「獮猴の身を受けて、此の社の神と成つた」と話す。そこでこの身をのがれるために「わ

が為に法華經を読め」と乞われる。また、山階寺の僧満預が主催する『六巻經』の講読の仲間に入りたいと頼まれる

が、猿が言つたことを理由に拒否される。怒つた猿は寺を破壊、それを知つた恵勝の奔走によつて猿の願いが叶えられ、以後破壊は止んだというもの。

下26は、讃岐国美貴郡の大領の妻田中真人広虫女が悪徳によつて蓄財。後日そのために地獄に墮ちた夢を見たと夫子供に告げて死ぬ。そこで法要を営んだところ七日目に蘇生したが、上半身は牛で下半身は人間という牛頭の姿であった。それを悲しんだ夫子供らが種々の発願供養や布施をした結果五日後に死んだというもの。<sup>(3)</sup>

下39は、『日本靈異記』の最後に置かれているものであ

るが、前半部の大和国山辺郡に住む善珠禪師は熱心に修行し、天皇の信任厚く僧正を担任。臨終に際しト者に憑霊して、後に国王の丹治比夫人の胎に宿り王子に生れ変ると遺言。翌年その通りとなり確認される。それで王子は大徳の親王と呼ばれたが三年後に死んだというもの。後半部は、伊予国の石鎚山に住む寂仙は淨行に勲しみ菩薩と呼ばれ、臨終に際し弟子に、二十八年後に神野親王に生れ変ると告げて死に、後の嵯峨天皇になつたというもので、前半部(イ)と後半部(ロ)との二部構成になつていて。

なお、各話とも最後に、一話を締括る編者景戒の評語を付記して閉じるという構造になつていて。

### 三 各話の構成

各話の梗概は以上のようなものであるが、各話がその構造上どのような要素から構成されているかを見ると、おおよそ、(一)転生者とその傾向、(二)転生者の生前の行業、(三)転生後の状況、(四)転生の真偽の確認、(五)確認後の周縁者の行業、それに最後に一話を批評する、(六)説話評語、の六要素から成つてゐるといえる。そこで転生譚各話をこれらの人要素を視点として通観した場合、そこにはどのよ特色や傾向が見出されるかを各要素ごとに見ていきたい。

## (一) 転生者とその傾向

対象となる九話に登場する転生者十人を、まず性別に分類すると、

(1) 男……上10 20・中9 32 38・下24 39(イ)(ロ)の八人。  
 女……中15・下26の二人。

となり、男が多数を占める。また僧俗別に見ると、

(1) 僧……上20 38・下39(イ)(ロ)の四人。  
 俗男……上10・中9 32・下24の四人。

(3) 俗女……中15・下26の二人。

となる。僧俗ともに見られるが俗女の例は少数である。

次に、転生者の生前の生活地あるいは一話の中心となつてゐる地域等を国別に見ると、

大和国……上10・中38・下39(イ)の三人。

紀伊国……中32の一人。

近江国……下24の一人。

伊賀国……中15の一人。

讃岐国……下26の一人。

伊予国……下39(ロ)の一人。

武藏国……中9の一人。

未詳……上20の一人。

などとなつてゐる。ただ、右の近江国のは東天竺国の大王として登場しているが、一話の中心が東天竺国ではな

く、転生先の近江国であることから近江国としたが、これらを見ると、地域的には大和国を中心とするその周辺国に片寄つて分布していることが分る。こうした傾向は周知の如く『日本靈異記』の全般的な傾向であつて、特に転生譚に限つたことではない。

以上、転生者について概観したのであるが、これらに生前の行業と転生後の姿としての転生身の項目を加えて一覧表にして示すと、左表の如くである。

(一覧表)

下 39	下 26	下 24	中 38	中 32	中 15	中 9	上 20	上 10	卷 縁	転 生 者	僧俗別	地 域	行 業	転生身
(ロ)寂仙菩薩	(イ)善珠禪師	田中真人広虫女	東天竺國大王	某僧	高橋連東人の母	大伴赤麻呂	祭惠勝	椋家長の父	俗男	大和国添上郡	未詳	悪業	牛	
僧	僧	俗女	俗男	俗男	俗女	俗男	僧	高橋連東人の母	俗男	武藏国多磨郡	善惡業	悪業	牛	
伊予国神野郡	大和国山辺郡	讃岐国美貴郡	近江国野州郡	諾楽京馬庭	紀伊国名草郡	伊賀国山田郡	伊賀国山田郡	伊賀国山田郡	僧	赤牛	牛	黒牛		
善業	善業	悪業	悪業	悪業	悪業	悪業	未詳	未詳	牛	赤牛	牛	黒牛		
皇子	皇子	牛頭	白猿	毒蛇										

## (二) 転生者の生前の行業

転生者における業因としての生前の行業と、業果としての転生身の姿体との関係は一覽表に見られる通りである。これを見ても分るようにその生前の行業を見ると、

(1) 惡業をなしたもの……上10・中9 15 32 38・下24 26の八人。

(2) 善業をなしたもの……下39(イ)ロの二人。

(3) 善惡の両業をなしたもの……上20の一人。  
などとなつていて、多くが惡業者に集中して見られるもの、善業者と善惡両業者との例もまた見られる。

次に、これらの行業とはどんな内容であるのか、各話にわたって具体的に見てみよう。

はじめに、上10の家長の父は、子の持分の稻十束を無断で他人に与えたという行為が惡業とされたものである。行為の動機がたとえ他人のためといふ善意によるものであつても、あるいはたとえ親子の間柄であつても、無断流用は悪業であるとして処斷する厳しいものが見られる。上20の釈惠勝は、『涅槃經』を読誦するものある時、寺の湯を沸かす薪一束を盗んで他人に与えて死んだというものである。前話と同様に善意に基づく他者への行為であるが、その所有者が寺である点で相違する。そもそも寺が湯を沸すといふことは、寺が行う医療活動の一端を担う重要な事柄であ

る。<sup>(1)</sup>従つてその薪を流用することは、その活動を阻害することに等しい行為と見なされ、その量や動機のいかんに関係なく惡業とされたのであろう。たとえ善業を積む寺僧であつても、いや僧なればなおのこと赦されることではなかつたのであろう。またこの背景を想像するに、多発している寺物の横領事件があつて、それを戒め防止するための警鐘としての役割も担つていたと思われる。中9の大伴赤麻呂は、自分が造立した寺の物を借りて返納しないまゝ死んだというもので前話に類似する。ここにはたとえ自分が建立した寺であつても、勝手に私用することは許されるものではないこと。また、本人の死亡によつても債務は消滅せず、あくまでもその履行が強要されるものであることを知らされるものである。中15の高橋連東人の母親は、生前に子の物を盜用したといふ。物の種類やその動機は不明だが、実子の物品を親が無断で使用した点では上10と共通する。中32の物部麿は、「寺の薬分の酒を二斗貸り用ひて、未だ償はずして死にき」というもので、寺からの借用品を返納しないまま死んだという点では中9に共通する。中38の某僧は、ひたすら蓄銭に執着し、ひそかに「銭三十貫隠し藏め」ていたといふもの。その銭が寺に布施されたものであるなら寺物の私用に当るが、その表題に「慳貪に因りて」としている点から、編者は金銭への執着悪の例として示したのであろう。下24の東天竺國大王は、「修行の徒者数千

「所有り」、ために「農業を怠る」とその影響を恐れてその数を制限したというものである。修行を妨害しなかつたものの、人数を制限したことが悪業とされたのである。なお

本話には、光仁・桓武両帝による仏教統制が背景にあるといわれている。<sup>(5)</sup> 下26の田中真人広虫女は、「天年に道心

無く、慳貪」で、「三宝の物を多く用ひて報い」なかつたこと、酒を水増しして売つたこと、さにに大小二種類の升を使い分けして料目を偽り、不当な利益を得ていたというものである。

下39(イ)の善珠禪師は、「得度して精勤に修學し、智と行と双に有」り、「皇臣に敬せられ、道俗に貴び」られ、「法を弘め人を導きて、以て<sup>きやうこふ</sup>行業とせり。」といふ。

また「命終の時に臨みて、世俗の法に依りて、飯占」をし、ト者に憑靈して、「我、必ず日本の國王の夫人丹治比の娘女<sup>ヲミナ</sup>の胎に宿りて、王子に生れむ。吾が面の黙著<sup>ハラ</sup>きて生れむを以て、虚実<sup>こじつ</sup>を知らまくのみ」と生前に転生を予告して死んだという。また、同(口)の寂仙菩薩は、淨行の人のみが登り得るという、伊予国の石鎚山に住み、時の道俗たちから、「彼の淨行を貴びしが故に、美めて菩薩」と称されたといふ。そして臨終に際して文書を記して弟子に授け、「我が命終より以後、二十八年の間を歴て、國王のみ子に生れて、名を神野と為はむ。是を以て當に知れ。我寂仙なることを」と、前者同様に転生を予告して死んだという。両者とも淨行の善業者であり、生前に転生を予告している点において、

他の悪業者の場合とは大いに異なる。

以上、生前における行業について見て來たのであるが、これらを内容別に要約すると、

(1) 子の物を無断流用……上10・中15の二人。

(2) 寺物流用……上20・中9の二人。

(3) 寺物未返納……中32の一人。

(4) 金銭執着……中38の一人。

(5) 修行妨害……下24の一人。

(6) 不当悪徳利益……下26の一人。

(7) 浄行・転生予告……下39(イ)(口)の一人。

などとなる。悪業を働く者が多数を占め、かつその種類も多様である。このように多くの事例を示すことは、説話の享受者に対しても罪の自覚を促し、かつ戒めとしようとする編者景戒の意図によるものであろう。裏を返えせばそれ程までに悪業を働く者が多かつたことを意味するものであろう。またこうした悪業は何もここ転生者に限つたことではない。たとえば寺物の流用について言えば、上27や下23にも見られるし、金銭隠匿は下523にも見られる。僧への迫害や妨害などに至つては、上151929・中171135・下14152029など多数にわたつて見られる。また、大小二種類の升を用いた例は下22などにも見ることができるところから、かかる悪業は枚挙に遑がないほど半ば日常的なものであつたのであろう。

そこでかかる業因による業果として死後どのような姿に生れ変つてゐるかを、次項によつて見てみよう。

### (三) 転生後の状況

生前における行業を受けて、その業果としての死後の転生身を見ると、一覧表に見られるように上10は子の稻束を無断で使用したとして牛に生れた父親。上20は寺の薪を流用して牛に生れた僧。中9は寺物を借用して返納しなかつたために黒牛に生れた大伴赤麻呂。中15は子の物を盗用して赤牛に生れた母親。中32は寺の酒分の酒を借りて返納しなかつたために牛に生れた物部麿。中30は慳貪と金錢執着から毒蛇に生れた僧。下24は修行僧の数を減らした罪で白猿に生れた東天竺國大王。下26は不正を働いて牛頭に生れた田中真人広虫女。それに下39(イ)は淨行善業により予告通り王子に生れた善珠禪師。同(ロ)も同じく予告通り後の嵯峨天皇に生れ変つたという寂仙菩薩、等々である。これを転生身別に分けると、

- (1) 牛に生れたもの……上10 20・中9 15 32の五人。
- (2) 毒蛇に生れたもの……中32の一人。
- (3) 白猿に生れたもの……下24の一人。
- (4) 牛頭に生れたもの……下26の一人。
- (5) 王子に生れたもの……下39(イ)(ロ)の二人。

などとなつてゐる。悪業者は死後、牛や蛇や猿さらに牛頭など畜生界に生れ変つてゐるのが、なかでも牛に生れた者が最も多くなつてゐる。それら牛に生れた者を見ると、他者の物品を無断で流用したり、借用物を返納しなかつたなど、相手に対しても物的経済的な損害を与えたという点で共通する。債務者はその弁済義務を負うものであり、完済することによつてその罪業は消滅するが、それには通常当人の責任において行う場合と、それが不可能な場合には他者がその者に代つて行う場合とがある。ここではあくまでも當人による解決法が求められているのだが、何分にも完済せぬ内に死亡しているところに問題がある。たとえ当人が死亡したとしてもその債務は残り、罪業としてその身にふりかかつて来る。そうした場合、代行者による方法が考えられるが、そのためには他者にその認識を持つた者がなければならぬ。そこでその理解者がなければ結局は当人の自己責任において解決せざるを得ないこととなり、それが牛に生れ変るということなのである。つまり当人が身をもつて労役に従事し、それを償うという方法である。そのためには馬ではなく牛が一般的で最もふさわしいものとして選ばれたのであろう。『日本靈異記』上巻序に「寺の物を貪り、犢に生れて「モノカヒヲ償ふ」とあるのはこれらを指してのものであろう。また、上半身が牛で下半身が人間の姿をしていたという下26のそれは、姿形からすれば牛頭人

身の姿をした牛頭そのものといえる。<sup>(6)</sup> それは他に例を見ない程の悪徳を働いたことへの代償として当然のことである

とする、警句の意味を込めてのものであろう。他者に経済的損害を与えた点から見れば、前述の牛の場合との共通性が認められよう。また、執着心から蛇身に転生した話はよく知られた類型的なもので、後世の『今昔物語集』などにも見ることができる。また、東天竺国の大王が白猿に転生し人語を使うという構成法には民間説話が作用していたと言われる<sup>(8)</sup>。さらに人間界に転生した下39の両者は、相方も淨行の僧であり、皇子という尊貴な身分に生れた点で共通する。このように、悪業のそれに較べ善業の例が少數なのは、いきおい教化善導を強く意識する編者の基本的姿勢によるものであろう。ともかく転生には、善業者は再び人界に、悪業者は六道のうちの畜生界にという二つの道が展開されているといえる。

#### 四 転生の真偽の確認

転生譚を構成する要素として欠かせないものに転生者の存在がある。それは外見上誰にでも分るというものではなく、特殊な状況のもとで発覚し、やがてそれが事実として確認された後、はじめて承認されるという経緯を踏んでいく。そこで発覚の契機となつているものを見ると、多くは

転生者自身による告知によつているといえる。そこで本文をもとにその内容を見ていただきたい。

上10は、『方広經』供養に招請された僧が盜心を起したのを察知したその家の牛が、人語をもつて「其の被ひを盜ぬすむ」とこと莫れ」と咎める。驚く僧に更に、「吾われは此の家長の父なり。しかるに吾先の世に、人に与へむと欲いひしが為に、子に告げずして稻いなを十束取りき。所以に今、牛の身みを受けて先の債はたりを償つくふ。汝なんちは是れ出家なり。何ぞ輒たやすく被ふすまを盜ぬすむ」と転生の因果を告白しつつ盜心を戒めたうえ、「其の事の虚実おもを欲ほはば、我が為に人の坐すわを設けよ。我われ當に上り居らむ。応おもに其の父と知るべし」と事の真偽の確認方法まで告知している。上20は、人に使われていた牛が、見知らぬ僧の「惠勝法師は涅槃經は能く讀むと雖いへども、車くるまを引くこと能あたはず」と呟いたのを聞き、「涙を流して長息なげき、忽たちまちに死死にき」というもので、僧の言葉によつて牛は惠勝法師の転生身と分るが、牛自身による告知は見られない。当然、飼い主も知る由もない。中9は、生れた牛の体の黒班の文様は実は文字と分り読んでみると、「赤麻呂は、己おのれが造れる寺を檀カサリテ、恣ほしきまゝなる心の隨まにまに、寺の物を借り用もちて、報い納めずして死に亡なす。此の物を償つくはむが為の故に、牛の身みを受けたり」とあつたという。人語ではなく文字による告知といえるもの。中15は、亡母のために『法華經』を写経し、追善供養の法要に招請された僧の夢に牝牛が現われ、「我は、

此の家長の公の母なり。是の家の牛の中に、赤き牝牛有り。其の児は吾なり。我昔、先の世に、子の物を偷み用ゐき。所以に今牛の身を受けて、其の債もののがひを償つくふ。明日我が為に大乗を説かむとする師なるが故に、貴びて慇わいこころに告げ知らずなり。虚実を知らむと欲はば、説法の堂の裏に、我が為に座を敷け。我當に上り居む」と人語をもつて告知したといふもの。中32は、飼い主不明のまゝ、五年間寺で使役され、いた斑牛が、檀越の岡田村主石人の夢に現われ、涙を流して「我は桜の村に有りし物部磨ものべのまなり。吾是れより先、寺の薬分の酒を二斗貸り用ゐて、未だ償まかはずして死にき。所以に今牛の身を受けて、酒の債もののかひを償つくふが故に、役使はるらくのみ。役はるべき年は、八年に限れり。五年役はれて、未だ三年役はれず。寺の人、慈うくしひ無くして、我が背を打ちて、迫め駆おひ使ふ。斯れ甚だ苦痛なり。檀越に非ずよりは、愍あはれぶ人无きが故に、愁の状じょうを申す」と人語で愁訴する。これを聞いた石人はその真偽の確認方法を尋ねると、「桜の大娘おほむぎなに問ひて、虚実を知れ」と告げたといふもの。中38は、僧が臨終に際して弟子に、「我死なむ後は、三年に至るまで、室の戸を開くこと莫れ」と告げ、死後「七々日を経て、大きなる毒の蛇へび在りて、其の室の戸に伏せ」つていたのを弟子に発見されたという。人語による告知はな、いが、転生身そのまゝの眼前の出現であつて、これを見た瞬間弟子はその「因を知」つたというものである。下24は、

修業中の僧恵勝が「我が為に經を読め」と言われる夢を見る。不思議に思つていると、翌朝眼前に白猿が現われ、自分は東天竺三国の大王だが、國で修行僧の従者が数千人にものぼり、農業への支障を心配して人数制限を行なつた。修業を妨げはしなかつたが、「従者を妨ぐるに因りて、罪報と成る。猶し、後生に此の獮猴の身を受けて、此の社の神と成る。故、斯の身を脱ぬがれむが為に、此の堂に居住せり。我が為に法華經を読め」と人語で語つたといふもの。下26は、夢に閻魔庁に召喚され、数々の悪業行為とその罪報を言い渡されたのを見、覚めた後周縁者にその内容を報告し翌日死ぬ。法要あつて七日目の夜、親族の眼前で棺から牛頭の姿をして生き還つたといふもの。下39(イ)には告知はなく、命終に臨み巫女に憑靈して、「我、必ず日本の国王の夫人丹治比の娘ヨシナハラの胎に宿りて、王子に生れむ。吾が面の鱗うき著きて生れむを以て、虚実を知らまくのみ」と転生の予告と確認の方法を知らせたといふもの。同(ロ)にも告知はなく、命終に臨み文書を作つて弟子に授け、「我が命終より以後、二十八年の間を歴て、国王のみ子に生うまれて、名を神野と為はむ。是を以て當に知れ。我寂仙なることを」と告げて死んだといふもの。(イ)(ロ)ともに転生の生前予告である点、これまでの例に見られた結果報告的なものとは異つている。

以上において、転生者がいかなる方法で生前の行業と今  
の己の姿を告知しているかを見てきたのであるが、その告

知の方法をまとめると、

(1) 人語によるもの……上10・中1532・下24の四人。

(2) 転生身露呈によるもの……上20・中38・下26の三人。

(3) 文字によるもの……中9の一人。

(4) 生前に予告するもの……下39(イ)(ロ)の二人。

などとだろう。このうち(1)の四人はいずれも夢の中でのことであるが、下24は夢のほか白昼にも見られるものである。また、(2)の三人は、ことばや文字によるものではなく、己が転生身を眼前に晒すという、まさに身を以つて告げているといえる。このように見て來ると、告知の方法には言葉や文字などの言語による場合と、身体の露呈を以つて示す場合との二通りの方法が見られる。前者の場合にはその伝達は容易であろうが、後者の場合にはそれが眼前のこととか、あるいはそれを理解できる者が周縁者の中にいなければなるまい。その点、前述の(2)内の下26の場合は親族の眼前に露呈したもので問題ないが、他の二例はどうかと言えば、上20は僧（観音の化身）によつて、中38は弟子によつてなど、それぞれに理解者との出会いがあつて知られるところとなり、解決されているのが分るというものである。

## (五) 確認後の周縁者の行業

それぞれの方法によつて告知を受けた周縁者のその後の言動と、それとともになつての転生者の消息動静などについて見てみよう。

はじめにその言動を本文に拠りながら見ていくと、上10では翌朝の法要の後、事情を聞き知つた親族が告知通りに座を設け、「實に吾が父ならば、此の座に就け」と言うと、「牛膝を屈めて座上に臥」したことからそれが事実と確認され、牛に「先の時に用ゐし所は、今咸免し奉らむ」と告げると、牛は涙を流して「即日申の時に命終」。その後家長は僧に布施し、父の為に功德を修めたという。上20は、僧が牛を見て哀憫の言葉を呟いた途端に急死する。怒った飼い主は牛を呪殺されたとして僧を宮に訴えるが、僧の姿が余りにも麗しい。そこで絵師に密かに僧を写させて見るとどれもこれも觀音像であつた。それで僧は觀音の化身と分つたが、忽然と姿を消したという。その消え方もまた靈的であるが、他に牛のための行業は何も見られない。中9は、惡報を知つた同僚眷属が慚愧発心し、「罪を作すこと恐るべし。豈報無かるべけむや。」として諸人のために記録を作り、「冀はくは慚愧无き者も、斯の録を覽て、心を改め善を行はむことを。」願つたという。中15は、翌朝檀主に告げて座を設け牛を呼ぶと、告知通りに座に伏したの

を見、「實に我が母なり。我曾て知らざりき。今は我、免るし奉らむ」と言うと、「法事訖りて後、其の牛即ち死」に、そこで「母の為に、重ねて功德を修」したという。中32は、夢の中の告知を不思議に思い、指示通り妹の所に行つて確かめると案の定、「實に言ふが如し。酒一斗貯り用ひ、未だ償はずして死」んだという。そこで知寺の僧や檀越と共にその「因縁を悟り、哀愍ぶ心を垂れ、為に誦経を修」したという。中38には告知はないが、弟子が毒蛇を見てその「因を知」つたということから推して、弟子には思い当るところがあつたのであろう。室内を見ると錢三十貫が隠匿されており、それを以つて「誦經を為し」て追善供養を行なつたという。下24は、猿に『法華経』読経に必要な供養としての布施を求める持つていらないという。更に『六卷抄』の講に加わりたいとの申し出を主催者の山階寺の僧満預に伝えると、「此は猴の語なり。私は信とせじ、受けじ、聽さじ」と拒否される。怒った猿は堂や僧坊や仏像までも壊す。それを聞き知つた満預は猿の言葉を信じ、講に加えると破壊は止んだという。下26は、棺から牛頭となつて現われたのを目の辺りにした親族は、五体投地し発願の上、「報を贖はむが為に、三木寺に家の内の雜種の財物を進り入れ、東大寺に牛七十頭と馬三十疋と治田二十町と稻四千束とを進り入れ、他人に負せたる物は、皆既に免し」という。下39(イ)は、予告通り延暦十八年のころ、「丹治比の

夫人、一の王子を誕生す。其の顎の右の方に麁著くこと、先の善珠禪師の面の麁の如し」であったことと、三年後の薨去の際にト者に憑靈して、「我は、是れ善珠禪師なり。暫くの間、國王のみ子に生るらくのみ。吾が為に香を焼きて供養せよ」と言つたことなどから事實として確認されたという。しかし周縁者による行業は見られない。同口は、予告通り死後二十八年経つて「山部の天皇の皇子に生れ、其のみ名を神野の親王と為す。」との予告がその通りになつたことから、後の嵯峨天皇に生れ変つたことが認められたという。それを証拠立てるものといえば前者のような身体的特徴を擧げることもなく、生前の予告が事實となつて現われたとされるのみである。こうした風説が容認された背景には、それを肯定するだけの土壤があつてのことであろう。死後その周縁者による行業は見られない。

以上、転生が事実と判明し確認された後におけるその周縁者による言動を見て來たのであるが、これを内容別に見ると、

(1) 罪業を赦免し追善法要を営むもの……上10・中15の二例。

(2) 諸善業を営むもの……中32 38・下26の三例。

(3) 修善を援助するもの……下24の一例。

(4) 記録を作り後世への戒めとするもの……中9の一例。観音の値遇と哀憫を得たもの……上20の一例。

(6) 特にないもの……下39(イ)(ロ)の一例。

これらを見ても分るように、転生者の親族や周縁者たちは、その滅罪抜苦のために挙つて諸善業につとめているのが分る。一方、(6)のように周縁者による行業の見られないものもあるが、それは必要なかつたからであろう。また、(5)の上20の場合は告知をせず周縁者の行業が得られていいが、その代り生前の善業によつて觀音の值遇が得られたと見ることができよう。

以上のように転生者に対する種々の行業が見られたのであるが、そのことは転生者にとってどのような意味を持つているのだろうか。それは行業後の消息にそれを見ることができ。それを見ると、上10では、法要後に罪業赦免の声を聞くと、「即日申<sup>そのひさる</sup>の時に命終<sup>みやうじゆ</sup>」したという。上20では、僧の口から哀憫の言葉を聞いて急死したという。中9ではその後の消息の記述はない。中15では、罪業を赦免されるや「法事訖<sup>をは</sup>りて後、其の牛<sup>すなは</sup>即ち死ぬ」というもの。中32では、「八年を遂げ<sup>をは</sup>已りて、去く所を知らず。亦更に見えざりき。」とその後の足取りは不明という。八年の罪償を終えてのそれは樂土への往生を意味するものであろう。中38ではその記述がない。下24では猿の身を脱して要望が叶い、「願の了<sup>をは</sup>るに至るまで、都<sup>かつ</sup>て障難無かりき。」といふ。下26では諸善業の後、「五日経て死」んだという。下39(イ)(ロ)の両者は善業により人間界に転生した点において他の例

と相違し、かつ周縁者による行業は見られないが、転生後の消息については、(イ)が「み名<sup>みな</sup>を大徳<sup>だいとく</sup>の親王<sup>みこ</sup>と号す。然して三年許經<sup>ばかりへい</sup>、世に在りて薨せたるふ。」と記すのみであり、(ロ)においては、「今、平安の宮に十四季疏<sup>じゅ</sup>して、天の下治めたまふ賀美能<sup>かみの</sup>天皇是れなり。」と伝える。

これらの消息を内容別にまとめると、

(1) 即日命終したもの……上10 20・中15 32の四人。

(2) 五日後に死んだもの……下26の一人。

(3) 破壊行為を止めたもの……下24の一人。

(4) 記述のないもの……中9 38の二人。

(5) その他……下39(イ)(ロ)の二人。

などとなつてゐる。

このうち、即日あるいは五日後に死んだというものが合せて五人もいることが注目される。それは周縁者による諸善業の結果の死であることを考えれば、その死は単なる死ではなく善果としての死であろう。つまりそれらは滅罪され抜苦されての淨土への往生を意味するものであろう。かかる視点に立てば、(3)(4)の二者もまた同様の線上にあることを暗示するものであろう。ただ、(3)の場合は「社の神と成<sup>な</sup>ったとされることから、往生ではなく鎮魂されたとも考えられる。

いずれにせよ悪業による転生者は、その周縁者の善業によつて滅罪抜苦され救済されていることを示している。そ

れは編者景戒自身の認識であり、教示であり願望でもあつたろうと思われる。

#### (六) 説話評語

各話ともその締め括りとして、話末に一話を批評する一文が付されている。それは一般に説話評語などと称されてゐるが、それは多分に編者自身の見解が示されたものと思われる。そこでこれをもとに編者の各話に対する見解や思想的傾向を見てみよう。

説話評語の多くは慣用句を以つて始まる場合が多い。その冒頭句を見ると、「諒に委る」（上20・中15）、「誠に知る」（中9・38）、「當に知れ」（中32）、「是を以て定めて知る」（下26・39）、「是の故に當に知れ」（下39）などであり、他に慣用句を持たないもの（上10・下24・39）も見られる。以下順次その内容を見ると、上10では、「因果の理、豈信ならずあらむや。」と慣用句を示さず直截的に因果觀を強調して結ぶ。上20は、「觀音の示したまふ所は、更に疑ふべからず。」と諭し、更に『大方等經』の「四重五逆は我も亦能く救はむ。僧の物を盜る者は、我が救はぬ所なり」を引用し、寺物流用の重罪性を強調して結ぶ。中9では、因果の道理を示し『大集經』より、「僧の物を盗む者は、罪五逆より過ぐ」を引いて結ぶ。中15では、母親が救われたの

は子が、「母の恩を顧みて、至深に信ぜしと、乞者の神咒を誦じて、功を積めるとの驗なる」とを。」と結ぶ。中32では、債務不履行には必ず「彼の報無きに非ず」ということを「豈敢へて忘れむや。」と諭し、最後に『成実論』を引用して、「若し人、債を負ひて償はずは、牛羊・驢鹿・驢馬等の中に墮ちて、其の宿の債を償はむ」とは「斯れを謂ふなり」として結ぶ。このように盜用や債務不履行を戒めるのに經典の引用が目立つて多いが、それは犯した罪が単なる対私人間でのことではなく対寺物であることから、その罪悪性を重大視する危機意識の現われであろう。中38では、蓄銭に執着し隠匿した報として「大きな蛇の身を得」た後も、「其の錢を護」る姿はあたかも「須弥の頂を見ると雖も、欲の山の頂を見ること得じと者へるは、其れ斯れを謂ふなり。」と、限りなき欲望に翻弄される人間の煩惱の恐ろしさを一般論化して結ぶ。長年修業を積み弟子を持つ僧の所行であるだけに、一層の深刻さを投げかけている。下24では、修業を妨害する者は「獮猴と成る報を得む」とし、それ故に僧の法会も妨害してはならぬと諭す。更に、昔の事例として羅睺羅が前世で国王の時、僧の乞食を妨げた惡報として六年間母の胎中にあつて生れられなかつたのは、「其れ斯れを謂ふなり。」として結ぶ。ここで羅睺羅の前世を引くのは、本話の転生者も生前東天竺國の大王であつたという身分上の共通性に鑑みての故であろう。

下26では、女の悪報は「経に説きたまへるが如し。」として、「物を債りて償はぬときには、馬牛と作りて償ふ」と述べる。が、馬の事例は見られない。また強引に取り立てれば「返りて馬牛と作」り、反対に「償ふ人に役はるが故に、過ちに徵り迫ること莫れ。」と戒めて結ぶ。下39(イ)は、「善珠大徳は、重ねて人身を得て、人王のみ子に生れ」と転生を肯定する。また、内經に言う「人家々なり」とはこれを言うとし、「是れも亦奇異しき事なり」と評する。転生譚で「奇異」とするのは本話のみである。<sup>(10)</sup> 同口では、嵯峨天皇を「聖君」と讃える。その理由として、世の人々が「弘仁の年号を出して世に伝へ、殺すべき人を流罪」と成し、彼の命を活かして以て治めたまふ」と言っているからと言う。また、一部の者は「此の天皇の時に、天の下旱厲有」り、天災飢饉が多発したにもかかわらず「鷹犬を養ひ、鳥猪鹿を取る。是れ慈悲の心に非ず」と言つて誹謗するがそれは当らない。なぜなら「聖君堯舜の世すら、猶し旱厲あるが故に誹る」べきではないと弁護して結ぶ。そしてその後に総括的に、「我、聞く所に従ひて口伝を選び、善惡を讐ひ、靈奇を録せり。願はくは、此の福を以て、群迷に施し、共に西方の安樂国に生れむことを。」と第三の評語と言えるものを記して一話を結んでいる。

また、評語の冒頭句に対する結語を見ると、「其れ斯れを謂ふなり」（上20・中3238・下24）、「どのたまへり」（中

9）、「驗なることを」（中15）、「迫ること莫れ」（下26）、「是れも亦奇異しき事なり」（下39(イ)）、「誹るべからぬことなり」（下39(口)）、「豈信ならずあらむや」（上10）、「共に……ことを」（下39）、などと經典の引用や教戒をふまえての常套的表現をもつて結ぶ傾向が見られる。

以上のように見られた評語の内容を分類すると、

- (1) 因果觀を強調して結ぶもの……上20の一話。
- (2) 教戒を述べ經典を引用して結ぶもの……上20・中9

32 · 下24 · 38 · 下24 · 26の六話。

至信と法要の功德を述べて結ぶもの……中15の一話。

- (3) 転生者を讃えて結ぶもの……下39(口)の一話
- (4) 作品全体を総括して結ぶもの……下39の一話
- (5) などとなる。このうち經典引用をうたうものが下39(イ)を加えると七例にも及ぶ。このように經典を例示して主張する方法は『日本靈異記』全般に見られるもので、それはとりもなおさず、そこに権威と絶対性を付与して、より確かな説得力を獲得しようとする手法の現われであろう。また、下39には前述の如く三つの評語が見られるが、最後のそれは一話の内容とは直結せず、編者個人の願望と撰述目的を述べたもとなつてゐる。そのことからそれは、上巻序の末文

「祈ハクハ奇記を覽む者、邪を却けて正に入れ。諸惡莫作、諸善奉行」や、中巻序の末文「仮性の頂に登り、普く群生に施し、共に仏道を成せむ。」及び下巻序の末文「庶

はくは、地を掃ひて共に西方の極楽に生れむ。巣を傾けて同じく天上の宝堂に住まむと者へり」などを受けた内容になつてゐる。従つて、この一文は三卷の各序文に対応させたのみならず、作品全体の跋文として記されたものであることは明白である。<sup>(1)</sup> 内容的にも形式的にも作品全体の結びとする総括として置かれた評語であると言えよう。

#### 四 むすび

転生譚の構造を考える方法として、各話を構成する六つの要素を手懸りとして検討を加えて来たのであるが、以下にその要旨を見ると、転生者には女よりも男に、僧よりも俗人の方に多く見られる。また、生前の行業の面では善業者よりも悪業者が多数を占めるなどの傾向が見られる。悪業者はその業報として畜生界に生れ、善業者は少數ながら人間界に生れ変っているのが見られる。また、転生を知らせる方法として当人よりの告知が多いが、その場合も夢の中で人語による直接伝達が多い。また、転生の事実を知つたその周縁者の言動を見ると、転生者の滅罪抜苦のために直ちに法要や布施などの諸善業を営んでいる。そしてその後に多くの転生身は死んだとされるが、つまりはそれらの諸善業が因となり、果報としてそれらをして安樂淨土に往生させているという構図になつてゐる。それは、そうす

ることによつて何人も救済されるとする認識と、かくあって欲しいと願う編者の意図の現われであろう。

説話評語においては、教戒を述べる際に經典の引用が目立つて多いが、その理由は經典という絶対的權威を依拠として、衆生の善導を容易ならしめようとする、編者の常套的手段から来るものであろう。また、『日本靈異記』の最後を飾る下39の最後の評語は本話の内容と直結しないことには作品全体の総括として、自己の信念と『日本靈異記』撰述の目的を述べたものであることは前述の通りである。その結果、構成的にも論理的にも首尾一貫し整合性のとれた作品となり得ていると言えよう。

以上見て來たように、種々の特性と傾向を内包しながら、『日本靈異記』の中にあつても、転生譚という類型をもつて一つの説話世界を形成し、その存在感を示しているといえよう。

#### 注

(1) 本稿では、日本古典文学全集『日本靈異記』をテキストとし、本文の引用も便宜上その訓下し文に従つた。

(2) 中村 元著『佛教語大辭典』の「転生」「六道」の項、および『岩波仏教辞典』の「六道」の項な

どによる。

(3) 「蘇生」については、拙稿「日本靈異記における

蘇生譚の構造」（「中村璋八博士古稀記念東洋学論集」（一九九六年一月・汲古書院刊）を参照されたい。

(4) 武田勝蔵著『風呂と湯の話』（壇新書）一四ペー

ジ。『仏説温室洗浴衆僧經』（大正新修大藏經第六卷「經集部」三、および、國訳一切經「經集部」十四所收）を参照。

(5) 丸山顯徳著『日本靈異記説話の研究』（桜楓社・

平成四年刊）に、「光仁・桓武のさまざまな仏教統制が、東天竺国大王を猿に転生せしめた最大の原因であろうと思われる。光仁・桓武両帝が東天竺国の王に仮託されたものと考えられる。」（三一〇ページ）と述べておられる。

(6) 注2『佛教語大辭典』（「牛頭」の項）および、

『岩波仏教語辞典』（「牛頭・馬頭」の項）による。

(7) 卷14—1、20—23など。

(8) 注5、丸山氏同著（三〇九ページ）による。

(9) 新日本古典文学大系『日本靈異記』一九七ページ、  
脚注四参照。

(10) 「奇異」の用例については、拙稿「日本靈異記の一考察——めづらしくふしがなるものの認識につ

いて——（「駒沢國文」第十四号）を参照されたい。

(11) 朝日古典全書『日本靈異記』（二六二ページ、頭注（一））、古典大系『日本靈異記』（四五一页、頭注一九）、新潮古典集成『日本靈異記』（三四一四ページ、頭注二）など。